

療養通所介護事業所 センターキュア 運営規程

(事業の目的)

- 第1条 有限会社 センターキュア が開設する 療養通所介護事業所 センターキュア (以下「事業所」という。) が行う指定地域密着型療養通所介護の事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために、人員および運営管理に関する事項を定める。
- 2 療養通所介護の事業は、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供にあたり常時看護師による観察が必要なものを対象とし、療養通所介護計画に基づきサービスを提供するものとする。
 - 3 事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者・家族の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者の体調変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治医及び当該利用者が利用する訪問看護事業所等との密接な連携に努め、在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 事業の実施に当たっては、主治医、当該利用者の利用している訪問看護事業者、関係市町村、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 療養通所介護事業所 センターキュア
 - (2) 所在地 千葉県館山市亀ヶ原751番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
- (1) 管理者 1名 (看護師)
訪問看護ステーションの管理者と兼任し、管理業務に従事する。
所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
 - (2) 職員 看護職員または介護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が 1.5

又はその端数を増すごとに1以上であること。

看護師がサービス提供時間を通じて1以上専従しているものであること。

看護職員は、訪問看護事業所と連携を密にし、療養通所介護計画書を作成し、利用者の看護を行う。介護職員は、看護師の指示の下、利用者の送迎や介護に従事する。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。ただし1月1日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、12人以内とする。

(サービス提供時間)

第7条 事業においては、利用者が当該療養通所介護を利用することになっている日において、まず当該事業所の看護職員が利用者の居宅において状態を観察し、通所できる状態であることを確認するとともに、事業所から居宅に戻ったときにも状態の安定等を確認することが重要である。従って、利用者の居宅に迎えに行った時から、居宅に送り届けたのち利用者の状態の安定等を確認するまでを含めて一連のサービスとするものであり、これらの時間をあわせてサービス提供時間とする。

(療養通所介護計画の作成等)

第8条 事業の管理者を含む看護師は利用者ごとに、利用者の心身の状況、置かれている環境や希望並びに家族などの介護状況を踏まえ、療養通所介護計画を作成するものとする。また、すでに、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容と整合を図りつつ療養通所介護計画を作成するものとする。

2 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合性を図り、必要に応じ変更するなど作成するものとする。

3 前項の規定による療養通所介護計画が作成されたときは、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、管理者は利用者又はその家族に対し、その内容を説明した上で利用者の同意を得、当該療養通所介護計画を利用者に交付する。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 事業者は、利用者に対し適切な療養通所介護を提供するため、その利用の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、当該事業所の運営規定の概要、従業員の勤務体制緊急時対応医療機関との連絡体制、苦情の処理の体制等、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付し、当該事業所から療養通所介護の提供を受けることに書面で同意を得る。

(居宅介護支援事業所との連携)

第10条 療養通所介護サービスは、常時看護師による観察を要する利用者を対象としていることから、当該利用者が引き続きサービスを利用することが適切かどうか、主治医を含めたサービス担当者会議において、適宜検討することが重要になるため、サービスの利用を通じて得た利用者の心身の状態等を居宅介護支援事業所に提供し連携を図るよう努める。

(指定地域密着型療養通所介護の内容)

第11条 事業者が提供するサービス内容は、次のとおりである。

- (1) 送迎（看護職員が利用者の居宅において状態を観察し、通所できる状態であることを確認するとともに、事業所から自宅に戻ったときにも状態の安定等を確認することを含めて、一連のサービスとするものである）
- (2) 病状・障害の観察
- (3) 身体の清潔保持（入浴等）
- (4) 食事及び排泄等日常生活の介助
- (5) 褥創予防・処置
- (6) リハビリテーション（嚥下・呼吸・関節可動域等）
- (7) 主治医や訪問看護ステーションとの綿密な連携による医療機器の管理（人工呼吸器、留置カテーテル、経管栄養、気管カニューレ、在宅酸素、自己注射、自己導尿、高カロリー輸液等の管理等）
- (8) その他、医師の指示による医療処置
- (9) 散歩などによる外気浴や精神活動意欲への支援
- (10) 介護相談等

(利用料その他の費用の額)

第12条 指定地域密着型療養通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 前1項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- | | |
|-------------|----|
| (1) 昼食 | 実費 |
| (2) 衛生材料費 | 実費 |
| (3) 日常生活物品費 | 実費 |

- 3 事業所は、前項の費用の額に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

※キャンセルについて

看護師が利用者宅において利用者の状態を観察し判断した結果、通所できなかったとしても、状態の観察および判断からサービスが始まっているとし、計画のとおりサービス利用料を受けることができるものとする。このような場合はキャンセル料を受けない。なお、このような場合において、利用者に説明し同意を得た場合は、ケアプランを変更し、訪問看護を提供して訪問看護費を算定することもありうるものとする。

事業所の看護師が利用者宅に行く前に、利用者側の都合等で利用当日に利用しないこととなった場合は、キャンセル料を受け取ることができるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 13 条 事業所の通常の実施地域は、館山市の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 14 条 サービス利用に当たっての留意事項は次の通りである。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者及び従事者による安全管理上の指示に従うこと。
- (3) 常備薬、保険給付の対象となっているサービス以外の介護用品等、管理者や従事者が必要と認めた物は、持参するようにすること。
- (4) 緊急時等の連絡先は必ず申し出ること。
- (5) 介護サービス利用開始時には、必ず、介護保険被保険証及び健康保険被保険証の提示を行うこと。

(緊急時における対応)

第 15 条 従事者は、療養通所介護サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じた場合は、速やかに管理者や主治医へ連絡し、その指示に従って必要な措置を講じるものとする。また、あらかじめ個別に具体的な対応策を主治医とともに検討し、不測の事態にあっても十分な対応ができるよう、利用者ごとに定めておくこととする。

(緊急時対応医療機関)

第 16 条 指定地域密着型療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておくものとする。

- 2 緊急時対応医療機関は、指定地域密着型療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接若しくは近接しているものとする。
- 3 指定地域密着型療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項をとりきめておくものとする。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第 17 条 事業者は、医療との密接な連携のもとに、安全かつ適切なサービスを提供するため、必要と認められた者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下、「委員会」をいう。）を設置し、概ね 6 ヶ月に 1 回以上の委員会を開催することとする。

- 2 委員会において、事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行うものとする。
- 3 事業者は委員会の検討を踏まえ、必要に応じて対策を講じることとする。

(非常災害対策)

第 18 条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるために、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第 19 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情処理)

第 20 条 事業所は、提供したサービス等に対する利用者からの苦情に迅速に且つ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(秘密保持)

第 21 条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏ら

すことのないよう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(損害賠償)

第 22 条 利用者に対する療養通所介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(サービスの提供記録の整備)

第 23 条 事業所は、次の諸記録その他重要な帳簿を整備するものとする。

- (1) 利用料に関する重要な関係書類
 - (2) 療養通所介護計画、その実施状況及び目標の達成状況、その他サービス提供に関する諸記録
 - (3) その他事業所運営に関して重要な書類
- 2 前項の書類は、館山市の規定に沿ってその完結の日から 2 年間適正に保管するものとする。

(運営推進会議)

第 24 条 地域密着型療養通所介護事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、地域密着型療養通所介護を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね 1 2 ヶ月に 1 回以上とする。
- 3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型療養通所介護について知見を有する者とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 25 条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

- (1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前 (3) に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項 (1) に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 26 条 事業所は、従事者の質的向上を図るために、研修の機会を設けるとともに業務体制の整備を努める。

2 この規定に定める事項外、運営に関する重要事項は、有限会社センターキュアと療養通所介護の管理者との協議に基づいて定めるものである。

附則

この規程は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 2 月 25 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

療養通所介護事業所センターキュア 運営規程の新旧対照表

新	旧
平成 23 年 9 月 1 日から施行 第 5 条 (1) 営業日 <u>月曜日から日曜日までとする。ただし 1 月 1 日から 1 月 3 日までを除く。</u>	第 5 条 (1) 営業日 <u>月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。</u>
平成 24 年 2 月 1 日から施行 第 3 条 (2) 所在地 <u>千葉県館山市正木 4 5 8 2-3</u>	第 3 条 (2) 所在地 <u>千葉県館山市正木 4 5 8 番地の 2</u>
第 6 条 <u>事業所の利用定員は、6 人以内とする。</u>	第 6 条 <u>事業所の利用定員は、3 人以内とする。</u>

平成28年4月1日から施行

第1条 有限会社センターキュアが開設する療養通所介護事業所センターキュア（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型療養通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員および運営管理に関する事項を定める。

（指定地域密着型療養通所介護の内容）

第11条(3)身体の清潔保持（入浴等）

第12条 指定地域密着型療養通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

※キャンセルについて

第13条 事業所の通常の実施地域は、館山市の区域とする。

第16条 指定地域密着型療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておくものとする。

2 緊急時対応医療機関は、指定地域密着型療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接若しくは近接しているものとする。

3 指定地域密着型療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項をとりきめておくものとする。

第1条 有限会社センターキュアが開設する療養通所介護事業所センターキュア（以下「事業所」という。）が行う指定療養通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員および運営管理に関する事項を定める。

（指定療養通所介護の内容）

第11条(3)身体の清潔保持

第12条 指定療養通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定療養通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。

※キャンセルについて

（キャンセル料の基準は運営規程に提示する）

第13条 事業所の通常の実施地域は、館山市、南房総市の区域とする。

第16条 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておくものとする。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接若しくは近接しているものとする。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項をとりきめておくものとする。

※緊急時対応機関 赤門整形外科・外科・内科・小児科医院

第17条※構成①ファミリー産院産婦人科・内科・小児科医師

②安房健康福祉センター難病担当保健師

<p>第23条2 前項の書類は、その完結の日から5年間適正に保管するものとする。</p> <p><u>(運営推進会議)</u></p> <p>第24条 地域密着型療養通所介護事業所の適正な運営の確保とサービスの質の向上に寄与し、地域密着型療養通所介護を地域に開かれたサービスにするために、運営推進会議を設置する。</p> <p>2 運営推進会議の開催は、おおむね12ヶ月に1回以上とする。</p> <p>3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員及び地域密着型療養通所介護について知見を有する者とする。</p> <p>4 会議の内容は、事業所のサービス提供内容の報告・評価、地域との意見交換・交流等とする。</p> <p><u>(その他運営に関する重要事項)</u></p> <p>第25条 事業所は、従事者の質的向上を図るために、研修の機会を設けるとともに業務体制の整備を努める。</p> <p>2 この規程に定める事項外、運営に関する重要事項は、有限会社センターキュアと療養通所介護の管理者との協議に基づいて定めるものである。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成23年9月1日から施行する。</p> <p>この規程は、平成24年2月1日から施行する。</p> <p>療養通所介護事業所センターキュア 運営規程の新旧対照表</p>	<p><u>③コミュニティケアこまくさ（小規模多機能型施設）管理者</u></p> <p><u>④管理者</u></p> <p>第23条2 前項の書類は、その完結の日から2年間適正に保管するものとする。</p> <p><u>(その他運営に関する重要事項)</u></p> <p>第24条 事業所は、従事者の質的向上を図るために、研修の機会を設けるとともに業務体制の整備を努める。</p> <p>2 この規定に定める事項外、運営に関する重要事項は、有限会社センターキュアと療養通所介護の管理者との協議に基づいて定めるものである。</p> <p>附則</p> <p>この規定は、平成23年9月1日から施行する。</p> <p>この規定は、平成24年2月1日から施行する。</p> <p>療養通所介護事業所センターキュア 運営規定の新旧対照表</p>
---	--

平成31年2月25日から施行

(事業所の名称等)

第3条

(2) 所在地 千葉県館山市亀ヶ原751

番地1

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、12人以内とする。

(サービスの提供記録の整備)

第23条

2 前項の書類は、館山市の規定に沿ってその完結の日から2年間適正に保管するものとする。

令和3年4月1日から施行

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第25条 事業所は、虐待の発生及び再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じる。

(1) 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項(1)に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第26条

(事業所の名称等)

第3条

(2) 所在地 千葉県館山市正木4582

-2

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、6人以内とする。

(サービスの提供記録の整備)

第23条

2 前項の書類は、その完結の日から5年間適正に保管するものとする。

(新設)

(その他運営に関する重要事項)

第25条